

4 保護者の皆様へ

緊急のお願い

令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が福岡県に発令されました。

現時点において保育所、認定こども園は開所しておりますが、利用については今回の緊急事態宣言の趣旨をご理解いただき、家庭保育が可能な場合は、登園を控えていただくよう重ねてお願いいたします。

保育所、認定こども園は複数の大人が出入りし、子ども同士が密集しやすい場所です。そのため、熱・せき等の新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合に保育をお断りすることがあります。これは感染の拡大や臨時休園を防ぐためであり、何よりお子様、保護者の皆様、そして職員方の生命と健康を守るためです。

何卒ご理解いただき、できる限り家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年4月9日

宗像市長 伊豆美沙子

※ 保育料(利用者負担額)について

家庭での保育をお願いした期間において、保育所、認定こども園を利用しなかった日数について、申し出により月額保育料(利用者負担額)を軽減(日割り)します。